

みやぎ生協 宅配利用規程

(目的・適用)

- 第1条 本規程は、みやぎ生活協同組合(以下「生協」といいます)の宮城県内ではん・個人宅配・なかよし個配(以下「はん等」といいます)加入による宅配の利用および代金等の支払に関するルールを定めます。
- 尚、第3条第4項①②に定める組合員以外の利用は別途定める利用確認書に基づくものとします。
- 2 本規程に定めのない事項は生協の作成する「ご利用ガイド」等に記載したルールによります。
- 3 本規程末尾の別表は生協でのトリプルカード、青カード、コープペイ、生協灯油、サービス事業、アクアクラご利用等の掛け売り(口座振替)で利用いただく場合およびコープ共済・保険等の支払いにも適用されます。

(サービス内容)

- 第2条 生協は、次条によりはん等へ加入された組合員(以下「利用者」といいます)に対して、基本的に週1回、商品カタログおよび注文書(以下「商品カタログ等」といいます)を配布し、事前に注文いただいた商品(特別注文品の場合は注文書)およびチケット等の証票類(以下「商品等」といいます)を配達します。ただし、第5項に定めるコープのインターネットサービス(WEBサイト)を利用してインターネットにより注文するシステム)を利用する場合は、利用者の希望により商品カタログ等を配布しない場合があります。
- 2 利用者は、前項に定めるサービスのほか、次の事項のために宅配の仕組みを利用することができます。
- ① 各種サービス事業に関する紹介依頼(生協は依頼を受けたサービス事業に関する資料をお届けします)
 - ② COOP共済、保険等の掛金支払
 - ③ 増資(生協は商品等の代金とともに増資する金額を受領し、出資金に充当します)
 - ④ 募金(生協は商品等の代金とともに募金額を預かり、あらかじめご案内した募金先にお渡しします)
- 3 前項に係る金銭の収受については、本規程第12条以下の定めるところによります。
- 4 生協は、年末など特殊な時期に関し別途ご案内した場合を除き、基本的に毎週、注文書を回収する前週の商品等のお届け時に、注文の対象となる商品等を掲載した商品カタログ等をお届けします。ただし、8週連続でご注文をいただけなかった場合、生協は商品カタログ等のお届けを停止します。
- (尚、個人宅配利用の場合、上記事由による商品カタログ等の停止はありません。)
- 5 利用者は、別途の登録によりコープのインターネットサービスを利用することができます。前項により商品カタログ等のお届けが停止されている場合でも、コープのインターネットサービスの利用は可能です。
- 6 災害、極度の悪天候、事故、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置その他の事由により宅配事業のサービスの全部又は一部の提供を停止することがあります。この場合、既に受注した商品等の提供に関わる部分を除き、サービスの提供の停止について、生協は責任を負わないものとします。

(はん等への加入)

- 第3条 組合員は、はん(3人以上の組合員によるグループ)への加入、個人宅配又はなかよし個配へ登録のいずれかにより宅配のサービスを利用することができます。
- 尚、加入条件は「別表 5その他(5)」「はん」利用の登録条件、(6)個人宅配(なかよし個配を含む)利用の登録条件、(7)利用条件」のとおりです。
- 2 前項の他、高齢者が宅配の利用を希望する場合は、ご家族のご意見をお聞きして、宅配のサービスの円滑な提供に支障がないかを検討させていただく場合があります。
- 3 前二項の規定にかかわらず、「別表 3利用停止(4)生協の判断による場合」に該当する場合、はん等への加入をお断りすることがあります。
- 4 次の場合、生協は、行政庁の許可を得た上で、組合員以外の方に対しても、生協の定めた方法によって利用申込を受け付けることにより、前条に定める宅配のサービスを利用させることができます。その際、利用者は代金等の支払方法について生協との協議の上定め、必要な対応を行うものとします。
- ① 教育文化施設・医療施設・社会福祉施設の設置者が施設利用者へのサービスの提供に必要な物品を購入する場合
 - ② 被災地からの避難者が、災害発生から一定期間の間、生活に必要な物品を購入する場合
- 5 利用者のはん等加入申込にあたっては、口座名義人の承諾を得るものとします。この場合、名義人からの異議については、はん等加入申込を行った者が責任をもって対応します。
- 6 利用者は生協のWEBサイトにあるコープのインターネットサービス申込画面にメールアドレス、パスワード等の必要事項を入力し、送信、会員登録完了後より、コープのインターネットサービスを利用することができます。コープのインターネットサービスの利用に関わるルールは、本規程のほか、コープのインターネットサービス利用規程の定めるところによります。
- 7 利用者は、氏名・住所・お届け先・電話番号・振替口座等、はん等加入申込の際に届け出た事項の変更および利用停止・脱退をする場合、遅滞なく生協に届け出るものとします。

(商品の注文)

- 第4条 商品の注文は、次に定める中から利用者が選択した方法によって行うものとします。
- 各方法による注文の締切時期など取扱いの詳細は生協が別に定めます。
- ① OCR注文書の提出
 - ② コープのインターネットサービスを利用したインターネット注文
 - ③ 電話による注文
- 2 商品の注文をいただいた場合、前項に定める注文方法ごとに次の時点で生協が注文を承諾したものとし、売買契約が成立します。ただし、利用登録による自動注文を利用する場合は、登録の際の定めた方法によって、注文書の回収時期をもって利用者から注文があったものとみなし、生協はその注文を承諾したのとして、売買契約が成立します。
- ① OCR注文書の提出の場合は、注文書を配達職員が受領した時。
 - ② コープのインターネットサービスによるインターネット注文の場合は、注文データを生協が受信した時。
 - ③ 電話による注文の場合は、注文を受けた電話の通話が終了した時。
- 3 次の場合は利用者本人による注文があったとみなします。
- ① 利用者の氏名が印字されたOCR注文書が提出された場合。
 - ② 利用者に交付したID・パスワードによる認証を経たコープのインターネットサービスによるインターネット注文データを、生協が受信した場合。
 - ③ 生協が定めた方法により利用者本人であると確認した上で、電話による注文を受けた場合。
- 4 注文した商品の支払回数等は「別表 2分割払い」に定める分割払いがあります。
- 尚、高額商品ご利用時の支払方法は、「別表 5その他(1)高額商品利用時の支払方法」の定めのとおりとします。

(利用制限)

- 第5条 転売、質貸、質入れ、商行為を目的とした商品の購入はできません。
- 2 20歳未満の利用者による酒類の購入はできません。
- 3 次の場合には、生協から、電話等による確認、数量減等の要請、注文時または配達時の支払いの要請、売買契約の解除などの対応を行う場合があります。
- ① 1か月間の注文金額が、次項に規定する利用金額の限度を超えることとなる注文を受けた場合。
 - ② 受けた注文の数量・金額が一般家庭での利用限度を超えると生協が判断した場合。
- 4 宅配を含む掛け売り(口座振替)の利用限度額は「別表 1利用限度額」に定めたとおりです。

(商品等のお届け)

- 第6条 商品等の配達方式は、利用者個人別にお届けする「個人宅配」、2人分を一括してお届けする「なかよし個配」、3人以上の利用者によるグループの分を一括してお届けする「はん配達」の3通りがあります。
- 2 商品等の配達場所は次の2通りです。
- ① 自宅配達(個人宅配の場合は各利用者のご自宅またはそれに準ずる場所、なかよし個配およびはん配達の場合は、なかよし個配およびグループで定めた利用者のご自宅またはそれに準ずる場所に配達する方式)
 - ② ステーション配達(生協が予め利用者にお知らせした施設に配達し、利用者がその施設に受け取りに行く方式)
- 3 生協は、利用開始にあたって、配達方式・配達場所を利用者と確認し、配達曜日とおおよそのお届け時間を利用者にお知らせします。生協は、この配達曜日とおおよそのお届け時間を、利用者にあらかじめお知らせした上で変更する場合があります。
- 4 生協は個人宅配およびなかよし個配については別に定める基本手数料を申し受けます。
- 5 自宅配達の場合は、各利用者が商品等を受領した時(合理的な理由により、あらかじめ利用者と確認した場所に商品等を留め置いた場合は、その時)に商品等の引渡しを完了し、所有権が移転するものとします。
- 6 ステーション配達の場合は、ステーションへの商品等の引渡し完了で所有権を移転するものとします。
- 7 前各項にかかわらず、商品カタログ等に宅配便にてお届けする旨を記載した商品等については、外部業者の宅配便により配達します。その場合は、各利用者が受領した時に商品等の引き渡しを完了し、所有権を移転するものとします。

(商品等のお届けができない場合)

- 第7条 災害、極度の悪天候、事故、感染症、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置、輸出入の際の港湾作業の遅延、製造者・生産者の事情による生産遅延・数量不足、注文の著しい増加その他の事由によって注文通りの商品のお届けができない場合があります。
- 2 前項の場合、生協の判断により、お届け日やお届け方法の変更、お届けの中止、お届け分量の削減、生協の定めたルールによる代替品の提供によって対応する場合があります。これらの事情については、原則として納品書兼請求書によりお知らせするものとし、代金等の返金等が発生する場合は生協の定めたルールに従い、原則として代金からの減額により行います。
- 3 前項の対応による代替品は返品することができます。この場合、注文した商品は提供できなかったものとして、生協の定めたルールに従い、原則として代金からの減額により代金等の返金等を行います。
- 4 前三項による対応について、生協は原則として前二項に定める返金等の他に責任を負わないものとします。

(お届けした商品等に問題がある場合)

- 第8条 お届けした商品等が不良品である場合、注文と相違している場合、商品カタログ等と相違している場合には、交換または返品によって対応します。返品の場合は生協の定めたルールに従い、原則として代金からの減額により代金等の返金等を行います。
- 2 前項以外の場合でも、特定の時期に届かなければ著しく価値が低下する商品(年末配達の季節料理等)について、納品が予定の時期より遅れた場合には、利用者は売買契約を解消し、生協の定めたルールに従って返品を行うことによって、原則として代金からの減額により代金等の返金等を受けることができます。
- 3 前二項による対応について、生協は、商品等により利用者直接発生した損害がある場合を除き、前二項に定める返金等の他に責任を負わないものとします。

(利用者のご都合による返品)

第9条 前条に定める場合を除き、次に掲げる商品等については返品することができません。

- ① 生鮮品
 - ② チケット類
 - ③ 複数の物品を一括して供給するセット商品の一部(セット商品全体を返品する場合は含みません)
 - ④ 利用者の指定により製作・加工した商品(利用者の指定により名前を入れた商品等)
 - ⑤ その他、商品カタログ等で予め返品不可をお知らせしている商品等
- 2 前条に定める場合のほか、利用者は、前項以外の商品について、未開封で利用者によるキズ等がない場合に限り、お届け日から7日間(1週間)以内に返品することができます。
- 3 前二項によれば返品ができない場合であっても、やむを得ない事情があると生協が認めたときには、返品を受け付ける場合があります。
- 4 前三項により返品を受け付けた場合、生協の定めたルールに従い、原則として代金等からの減額により代金等の返金等を行います。

(ポイント)

- 第10条 生協は、宅配の利用に応じ利用者に対してポイントを付与し、利用者は生協の定めたルールにしたがってこれを利用することができます。
- 2 ポイントの付与と利用に関するルールは別途定める規程によります。

(請求書等)

- 第11条 生協は、商品等のお届けと併せて納品書をお届けします。月ごとの請求額をまとめた「ご利用明細書(兼請求書)」の通知の取り扱い等については、下記「ご利用明細書(兼請求書)」に関する細則のとおりとします。
- 2 「ご利用明細書(兼請求書)」にはご利用者が宅配の他にトリプルカード、青カード、生協灯油、サービス事業ご利用等の掛け売りをご利用の場合、これらの請求額もまとめて表示します。
- 3 請求金額その他に疑義が生じた場合、利用者はあらかじめ生協に連絡し、対応について協議するものとします。

(利用代金・手数料等の支払方法)

- 第12条 利用代金等の支払は、前月21日から当月20日まで納品の商品代金等を締め、翌月5日(金融機関休業日の場合は、翌営業日)に第3条により登録いただいた銀行等預金口座からの口座振替により一括支払いとなります。尚、分割払いを指定された場合の支払方法は、「別表 2分割払い(2)宅配(はん・個人宅配・なかよし個配)利用」のとおりになります。
- 2 前項の口座振替が振替不能となった場合、「別表 5その他(3)口座振替不能になった場合の支払方法」に基づきお支払いいただきます。

(利用停止および利用停止解除)

- 第13条 生協は利用者が以下の各号に該当した場合、利用を停止します。その詳細は「別表 3利用停止」のとおりです。
- ① 残高不足による口座振替不能の場合
 - ② 利用限度額オーバーの場合
 - ③ 振替口座未登録の場合
 - ④ 生協の判断による場合
- 2 前項①残高不足による口座振替不能の場合、「別表 5その他(4)残高不足による口座振替不能と利用限度額」の対応を行います。
- 3 第1項の利用停止を解除し、利用が再開できる条件は「別表 4利用停止解除の条件」のとおりです。
- 尚、「別表 5その他(4)残高不足による口座振替不能と利用限度額」の2) c)に該当した場合、利用停止は解除されません。

(支払計画書および誓約書)

- 第14条 「別表 5その他(3)口座振替不能になった場合の支払方法」に定める支払期限までに代金等をお支払いいただけなかった場合、生協はその方(以下、「延滞者」といいます)に対して、生協が定めた様式による支払計画書および誓約書の提出を請求することができます。
- 2 前項の請求があった場合、延滞者は、速やか(請求時に別に定めた期限があればその期限内)に支払計画書および誓約書を提出しなければなりません。
- 3 前項に定める期限までに支払計画書および誓約書が提出されなかった場合、または提出された支払計画書に基づく支払いが行われないなど将来にわたって代金等の支払いが望めないと認められる場合には、法的手続に移行したり、債権譲渡や債権の回収委託等を行う場合があります。
- 4 支払計画書による債務の弁済に係る費用は延滞者が負担するものとします。
- 5 生協は延滞者に対して、前項に定める費用のほか、第12条第1項に定める本来の支払予定日の翌日を起算日として、年14.6%の割合による遅延損害金を請求します。

(連帯保証人)

第15条 生協は、必要と認めた場合、延滞者に対して、支払計画書に記載された債務を弁済する資力を有する連帯保証人を立てよう求めることができます。

(延滞者の出資金に関する特則)

第16条 生協は延滞者に対して出資口数の減少を要請することができます。延滞者が要請に応じて出資口数を減少した場合、生協は、延滞者に対する出資金の払い戻しに係る債務と生協の延滞者に対する債権を相殺することができます。

(協議解決)

第17条 本規程および関連する規程等に関し、適用上の疑義が生じ、または定めのない事項に関する問題が生じた場合は、利用者と生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとします。

(管轄裁判所)

第18条 利用者と生協との間で裁判上の争いになったときは、生協の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本規程の変更)

- 第19条 生協は、サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他宅配利用サービスの円滑な実施のため必要がある場合に、本規程を変更することができます。
- 2 前項の場合、生協は、本規程を変更する旨、変更後の本規程の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。
- ① 利用者への配布
 - ② 電子メールの送信等の電磁的方法
 - ③ WEBサイトへの掲示
 - ④ 定款に定める公告の方法その他の生協が定める適切な方法

付則

1. 2010年9月21日より本規程は適用
2. 2020年3月21日付で改正
3. 2021年9月21日付で改正
4. 2024年2月21日付で改正

ご利用明細書(兼請求書)に関する細則

本細則は、みやぎ生協を利用する組合員との関係において、各利用規程に定められた「ご利用明細書(兼請求書)」(以下「明細」といいます。)の通知の取り扱い等について、利用規程の内容を改定したため、その詳細を定めたものです。

第1条(本細則の適用範囲およびその効力)

1. 本細則は、各利用規程に定める利用により、当生協より対象メンバー(以下「対象組合員」といいます。)に対して請求が発生した場合に適用されるものとします。

第2条(明細の電磁的方法による通知)

1. 当生協は、対象組合員に対し、利用規程にかかわらず、生活協同組合連合会コープ東北サンネット事業連合が運営する「コープのインターネットサービス」により、電磁的方法によって明細の内容を通知するものとします。
2. 確定した明細の内容は、「コープのインターネットサービス」において毎月23日に閲覧できます。
3. 対象組合員は、第1項の方法により明細の電磁的方法による提供を受けることができるよう、利用規程に定める当月請求締め日までに、「コープのインターネットサービス」に登録し、かつ、対象組合員の資格を有する間、これを維持するものとします。

第3条(明細書発行と発行手数料の支払い義務)

1. 前条の定めにかかわらず、当生協は、対象組合員の申し出がある場合は明細書(明細を画面化したものをいいます。以下同じ。)を発行します。この場合、対象組合員は、当生協に対し明細書の発行および送付にかかわる明細手数料(以下「明細手数料」といいます。)として当生協が定める額を支払うものとします。
2. 明細書発行に伴う手数料の支払いは2023年1月度請求書から開始するものとします。

第4条(明細手数料の支払い時期および支払い方法)

1. 対象組合員は、前条に基づき当生協からの明細書の送付を受けた場合、当該明細書の明細手数料を、生協利用代金の支払いと同様の方法により、生協利用代金の約定支払日に、当生協に支払うものとします。

第5条(明細手数料の支払い義務を負わない場合)

- 第3条の定めにかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、当該対象組合員は、明細手数料の支払い義務を負わないものとします。
- (1) 「ふれあい便」登録メンバー(組合員)
 - (2) 「施設はん」登録
 - (3) 満70歳以上の紙による明細書発行希望申請メンバー(組合員)
- なお、70歳とする判断基準は、誕生日が請求月度の末日までの方とします。

第6条(本細則の変更)

本細則の変更については、利用規定の改定に関する条項の適用を受けるものとします。

利用規程 別表

みやぎ生協のトリプルカードまたは青カード、生協の宅配(はん・個人宅配・なかよし個配)・生協灯油などを掛売り(口座振替)でご利用していただく場合の利用規程です。
ご利用いただくにあたっての諸規程の重要項目をまとめてありますのでご参照ください。

この規程は、2020年3月21日より適用 みやぎ生協発行

	項 目	利用 規 程
1・利用限度額	①トリプルカードまたは青カードの店舗利用	限度額40万円です。
	②生協の宅配(はん・個人宅配・なかよし個配)利用 ③生協灯油利用	1) 個人ごとに最高80万円から最低10万円までの4段階の利用限度額が設定されます。 2) 利用開始から12ヶ月までの利用基準 a) 利用開始から3ヶ月までは、利用限度額10万円です。また、分割での利用はできません。 b) 利用開始4ヶ月目から6ヶ月までは、利用限度額20万円(分割残含む)です。 c) 利用開始7ヶ月目から12ヶ月までは、利用限度額40万円(分割残含む)です。 d) 利用開始12ヶ月経過後は、利用限度額80万円(分割残含む)です。 3) ただし、上記のいずれの場合も口座振替不能1回で、再利用時の利用限度額を10万円に引き下げます。
2・分割払い	1 トリプルカードまたは青カード利用(コープカード供給票での利用も同様)	①翌月1回払い 金利は、かかりません。
		②ボーナス1回払い 1) 1回利用が3,000円以上の時に、ご利用できます。2) 金利は、かかりません。
		③リボルビング払い 1) 1回利用が10,000円以上の時に、ご利用できます。 2) 支払コースは、1万円、2万円、3万円、4万円の4コースがあります。 3) 支払回数は、最長25回です。 4) 金利は、利用残高の1%です。 *支払回数が25回を超える場合は、未払い残額に応じて自動的に支払いコースをアップします。
	2 生協の宅配(はん・個人宅配・なかよし個配)利用	①均等分割払い 1) 支払回数は、最長24回までです。 2) 分割2回までは、金利無しです。分割回数3回以上のとき、1回につき0.5%が初回より加算されます。 3) 食品、生協灯油利用代金の分割払いはできません。(ギフト・年末おせちは分割可)
		②ボーナス1回払い 金利は、かかりません。
		③ボーナス2回払い 金利は、3%です。
		④ボーナス月加算払い 1) 金利は、分割回数×0.5%です。 2) ボーナス加算額は、総支払額の1/3までです。 夏冬の加算額は、1,000円単位で任意に設定できます。
		⑤1回の支払い金額 最低3,000円です。
	1 残高不足による口座振替不能の場合	①トリプルカードまたは青カード利用 毎月5日の口座振替日に引き落としができず(口座振替不能)、かつ、その同じ月の請求締め日までにお支払いいただけなかった場合は、請求締め日の翌々日より利用停止となります。 ※口座振替日は、金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。
		②生協の宅配(はん・個人宅配・なかよし個配)利用 1) 毎月5日の口座振替日に引き落としができず(口座振替不能)、かつ、その同じ月の請求締め日までにお支払いいただけなかった場合は請求締め日翌日よりお届けを停止します。 2) すでに注文書をお受けしている場合であっても、商品のお届けを停止します。
		③生協灯油利用 毎月5日の口座振替日に引き落としができず(口座振替不能)、かつ、その同じ月の請求締め日までにお支払いいただけなかった場合には請求締め日翌日よりお届けを停止します。
3・利用停止	2 利用限度額オーバーの場合	①トリプルカードまたは青カード利用 利用金額が40万円になった時点で利用停止となります。
		②生協の宅配(はん・個人宅配・なかよし個配)利用 ③生協灯油利用 請求後の残高が、個人ごとに定められている利用限度額に達した場合 ・生協の宅配利用：請求締め日翌々日より利用停止になります。 ・生協灯油利用：請求締め日翌々日より利用停止になります。 *限度額は、個人ごとに80万円から10万円までの4段階に設定されています。
		③振替口座未登録の場合 連続3ヶ月「口座未登録」の場合、利用停止になります。 ※未収金残高がない場合でも利用停止になります。 また、指定された支払期限までにお支払いいただけない場合、利用停止になります。



利用規程に関するお問合せ先

- みやぎ生協 0120-22-1133
- 経理部組合員課 022-374-1273
- 問合せ時間 午前9時30分～午後5時30分
(土・日・祝を除く)

3・利用停止	4 生協の判断による場合		以下の場合、利用停止になります。 1) 支払い等、本利用規程に違反する恐れがある場合 2) 換金を目的とした商品利用の恐れまたは利用が確認された場合 3) 同一生計、同一世帯の組合員が、口座振替不能により利用が停止になっている場合 4) 利用状況により、当生協が不適当であると判断した場合
	1 残高不足による口座振替不能の場合	①トリプルカードまたは青カード利用 ②生協の宅配(はん・個人宅配・なかよし個配)利用 ③生協灯油利用	経理部入金確認の翌日より利用停止解除になります。 経理部入金確認の翌週より利用停止解除になります。 経理部入金確認の翌日より利用停止解除になります。
4・利用停止解除の条件	2 利用限度額オーバーの場合	①トリプルカードまたは青カード利用 ②生協の宅配(はん・個人宅配・なかよし個配)利用 ③生協灯油利用	経理部入金確認の翌日より利用停止解除になります。 請求後の残高が個人ごとに定められている限度額未満となった場合 ・生協の宅配利用:請求締め日翌々日を含む週の翌週から利用停止解除になります。 ・生協灯油利用:請求締め日翌々日より利用停止解除になります
	3 振替口座未登録の場合	①トリプルカードまたは青カード利用 ②生協の宅配(はん・個人宅配・なかよし個配)利用	振替口座依頼書の提出があり、かつ、未収金残高がない場合、生協で口座登録終了後の翌日より利用停止解除になります。 振替口座依頼書の提出があり、かつ、未収金残高がない場合、生協で口座登録終了後の翌週より利用停止解除になります。灯油は翌日より。
	1 高額商品利用時の支払方法		1) ハンディクレジットの利用ができます。 2) 利用にあたり「事前審査」が必要です。審査結果によりハンディクレジット利用ができない場合もあります。
	2 サービス事業利用		利用方法・支払方法は、別に定める利用規程をご覧ください。
5・その他	3 口座振替不能になった場合の支払方法		口座振替不能になった場合には、再請求事務手数料が加算された金額の振込用紙がお手元に届きますので、以下のいずれかの方法でお支払いください。 1) コンビニエンスストアで請求締め日前日中まで振込みご入金ください。 2) 生協店舗サービスカウンターに請求締め日の午後6時30分までご入金ください。 ※生協店舗でのご入金の場合でも、再請求事務手数料が加算された金額をご入金いただけます。 ※配達時に、生協職員が現金をお預かりすることはできませんので、ご了承ください。 ※コンビニエンスストア・生協店舗サービスカウンター以外での振込用紙のご利用はできません。
	4 残高不足による口座振替不能と利用限度額		1) 口座振替不能の状況により、生協では履歴管理を行います。 2) 口座振替不能の履歴により10万円～30万円の3段階の利用限度額を設定します。 a) 2ヶ月連続口座振替不能で支払期限までにお支払いがなかった場合 利用限度額⇒30万円 b) 2ヶ月連続口座振替不能後、再度、口座振替不能となった場合 ・再振替不能1回目:利用限度額⇒20万円 ・再振替不能2回目:利用限度額⇒10万円 c) 2ヶ月連続口座振替不能後、口座振替不能が繰り返された場合 ・再振替不能3回目:利用不可になります。 *以降のトリプルカードまたは青カード、生協の宅配利用、生協灯油利用等掛売りによる利用はできません。生協店舗で現金の利用となります。
	5 「はん」利用の登録条件		申し込み時に、口座振替用紙を同時に提出してください。以前、生協の宅配を利用していた場合でも、引き落とし口座を再登録していただく場合があります。 *ただし、生協の判断で登録ができない場合があります。(3.利用停止- 4)の規程によります)。
	6 個人宅配(なかよし個配含む)利用の登録条件		1) 「トリプルカード」の新規申し込みまたは保有が条件です。 「トリプルカード」の事前「審査」により登録できない場合があります。 2) 「トリプルカード」非保有の場合、生協の承認を得た場合に限り登録できます。 *ただし、生協の判断で登録ができない場合があります。(3.利用停止- 4)の規程によります)。
	7 利用条件	①生協の宅配(はん・個人宅配・なかよし個配)利用 ②生協灯油利用	18歳未満の方のご利用申し込みについては、親権者の氏名の記入を必要とします。 ただし、親権者が過去履歴で振替不能である場合は利用が認められません。 また、親権者が本規程「3.利用停止- 4」の該当者及び関係者のとき、ご利用は認められない場合があります。

Q1

商品が足りない、違うものが
届いているけど？

お手数をおかけしますが、納品書に載っているかご確認の上、配達担当センターまでご連絡ください。(はんをご利用の場合は、お互いに取り間違いがないかご確認ください。)

Q2

商品が傷んでいる、
不良品みたいなんだけど？

お手数をおかけしますが、お早めに配達担当センターまでご連絡ください。交換またはご返金させていただきます。

Q3

商品を返品したい場合は？

良品の返品(雑貨品・衣料品・化粧品等)は、商品をお届けした翌週に、納品書と返品商品と一緒にして配達担当者へお渡しください。食品につきましては、ご理由によっては返品をお受けできない場合がございます。
※チケットは返品をお受けできません。ご了承ください。
※食品の安全を確保する為、メンバーの皆様から返品やキャンセルされた食品は廃棄しております。
食品の廃棄削減のご協力をお願いします。

Q4

『くらしと生協』『スクロール』の
カタログで買った服のサイズが
合わないので交換したい

交換をご希望の場合は、商品を届いた状態でご返品いただき、再注文をお願いいたします。
ただし、商品によっては、再注文を承れない場合がございますので、予めご了承ください。

Q5

配達日が祝祭日のときは？

祝祭日も商品のお届け・注文書の回収にお伺いします。ただし、年末年始は配達曜日・時間に変更になる事があります。その場合は、事前にご案内いたします。

Q6

「はん」から「個人宅配」に
変更するには？

お手続きが必要です。
配達担当者か配達担当センターまでご連絡ください。

Q7

しばらく利用を休みたい、
または利用を中止したい場合は？

お早めに配達担当者か配達担当センターまでご連絡ください。
※中止のご連絡のタイミングにより個人宅配・なかよし個配ご利用のメンバーは、中止(脱退)される月にも、手数料が請求になる場合がございます。

Q8

県外へ引っ越すことに
なったけど…？

県外転居の場合は、みやぎ生協を脱退する手続きが必要となります。また転居先の生協をご紹介させていただきます。お早めに配達担当者か配達担当センターまでご連絡ください。
※たすけあい共済は転居先都道府県の生協へご加入することで継続できる場合がございます。詳しくは共済センターへお問い合わせください。



注文書発行停止と 手数料変更について

●「はん」「個配」「なかよし個配」メンバー

8週間続けてご注文が無いと、注文書(カタログ)の発行が停止します。注文書の配布を再開したい場合は、お電話で配達担当センターへご連絡ください。

●なかよし個配

以下の場合、お二人とも個人宅配と同じ基本手数料になります。

- ①.1人(または2人)が8週間連続でご利用をお休みされた場合(インターネット注文利用を除く)
- ②.1人が脱退、または他の班に移動したため、なかよし個配でのご利用が1人になってしまった場合
- ③.品代金未収等により注文書の発行が停止となった場合

※はん・個人宅配からなかよし個配へ移動した方、以前宅配をご利用していた方については、なかよし個配登録前の利用状況が引き継がれます。過去直近の利用しない回数を含め連続8週間ご注文が無い場合、上記①が適用されます。

脱退されるときは

宅配(はん、個配、なかよし個配)を辞めて、 店舗は継続して利用する場合

みやぎ生協のメンバーとして引き続き登録されます。所定の用紙がありますので、配達担当者または配達担当センターまでご連絡ください。出資金はそのまま積み立てられたままとなります。

宅配(はん、個配、なかよし個配)も 店舗の利用も辞める場合

みやぎ生協のメンバー脱退となります。出資金は全額お返しいたします。専用の用紙がありますので、配達担当センターまたは店舗サービスカウンターへお問い合わせください。

- ◆法定脱退(県外転居、ご本人様の死亡の場合)は、随時ご登録口座へお振込みさせていただきます。
- ◆自由脱退(法定脱退以外の理由による脱退の場合)は、定款にもとづいて、以下の通りご登録口座へお振込みさせていただきます。
- ◇毎年12月20日までお申し出の場合は、翌年3月20日(年度末日)にご登録口座へお振込みさせていただきます。
- ◇12月21日以降のお申し出の場合は、翌年度末にご登録口座へお振込みさせていただきます。ご了承くださいませ。